



IVSC Business Valuation
Standards Board メンバー

い わ た た か こ

岩田 宜子

国際評価基準審議会 (IVSC) の基準理事会 (Standards Boards) の最近の動向 —Business Valuation Stan- dards Boardでの議論を中心に—

1 はじめに

国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council: IVSC) は、現行の基準である「国際評価基準2017 (IVS2017)」を2016年12月に公表し、IVSCの基準理事会 (Standards Boards: Boards) は、2017年以降、IVS2017に対する改訂や追加基準の設定を協議してきた。この基準設定に係るBoardsは、基準レビュー理事会 (Standards Review Board: SRB)、事業評価基準理事会 (Business Valuation Standards Board: BVSb)、有形資産基準理事会 (Tangible Assets Standards Board)、及び、新たに組成された金融商品基準理事会 (Financial Instruments Standards Board: FIB) から成り、2019年4月14日の週に、それぞれのBoard会議がロンドンで開催された。

これらのうち、BVSbにおいては、2019年に入り、電話会議、メールでの協議、及びロンドンでの会議において、主に次のような議題が話し合われた。

- (1) IVS2017に対する技術的改訂
- (2) IVS2017の新基準IVS220非金融

負債 (Non-Financial Liabilities)

- (3) その他 (棚卸資産など)

本稿では、これらBVSbにおいて2019年1月から5月前半までに議論された内容を中心に紹介する。なお、本文中の意見やコメントは筆者の私見であり、筆者が所属する組織の意見ではないことをあらかじめお断りしておく。

2 IVS2017に対する技術的改訂

(1) 2018年7月公表「IVS2017 Proposed Revisions Exposure Draft (IVS2017の技術的改訂に係る公開草案: 2018年7月公開草案)」について

Boardsは2018年7月に、IVS2017の技術的改訂に係る公開草案を公表した。上記2018年7月公開草案のコメント期日は2018年10月16日であり、日本公認会計士協会及び米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants: AICPA) を含む団体や、大手会計事務所を含む評価機関などから22件のコメントが寄せられた。BVSbは、2019年に、当該技術的改訂の最終案と結論の根拠を公表する予定で協議してきた。

(a) IVS2017用語集

2018年7月公開草案では、コスト(Cost)、価格(Price)、評価(Valuation)及び価値(Value)の定義の追加が提案された。多くのコメントが、この定義の追加に賛同するものであったが、BVSbは、コストと価格の定義は、例えば、価格はコストにも価値にもなり得るなど、重なる部分があり、さらなる協議が必要だと感じている。

(b) IVS102 調査と遵守

2018年7月公開草案で、評価業務において、調査における制限により評価に係るインプットや前提を十分に評価できない場合は、当該業務はIVSに準拠しないことになるという文言の追加を提案したが、多くのコメントが当該事項に賛成であった。

(c) IVS105 評価アプローチ・手法

Boardsは2018年7月公開草案において、「IVS2017一般基準IVS105評価アプローチと手法 50インカムアプローチ」の割引率の項を改訂する提案をした。改訂案の主な内容には、以下のものが含まれている。

- ・割引率はキャッシュ・フローの種類と整合している必要があること
- ・割引率を導くにあたり採用した手法及びその理由、並びに重要なインプットの出典を開示すること
- ・予測が何の目的で策定されたのか、キャッシュ・フロー前提が評価対象の価値の基礎と整合しているかを検討しなければいけないこと、整合していない場合には、予測又は割引率を修正する必要があるであろうこと
- ・割引率を導くに際し、予測キャッシュ・フローの達成リスクを検討しなければならないこと
- ・予測キャッシュ・フローに内在するリスクが、割引率に反映されていない場合

には、予測キャッシュ・フローを修正するか、割引率を修正しなければならないこと

公開草案の割引率に対して寄せられたコメントの大半は、当該改訂案に対して賛成する内容であった。BVSbは、IVSが原則を示すものであるため、例えば、予測キャッシュ・フローや割引率の修正に関し、結論の根拠で考え方を示した方がよいのではないかと考えている。

(d) IVS200 事業及び事業持分

Boardsは、アーリーステージ企業の評価は実務の多様性があるが、現行IVS2017ではカバーされていない項目があることを認識し、議論の結果、それらの項目の多くは、情報が制約された状況、ないしは不確実性の高い状況の下で行う評価と同様の項目であり、新たな基準を追加する必要はないと判断した。ただし、アーリーステージ企業の評価において、問題となることの多い複雑な資本構成については、追記が必要であるとして、Boardsは2018年7月公開草案において、「IVS2017 資産基準IVS200事業と事業持分130資本構成に関する勘案事項」の項を改訂する提案をした。改訂案の主な内容には、評価対象となる資産の所有権や持分の種類が含まれている。また、資本が普通株式のみから構成される場合とは異なり、複雑な資本構成である場合の企業価値を種々の債務や資本に配分する際に用いる手法として、Current Value Method、Option Pricing Method及びProbability-Weighted Expected Return Methodについてのパラグラフを追加した。

2018年7月公開草案に対して寄せられたコメントの大半は、当該改訂案に対して賛成する内容であった。

なお、AICPAは、2018年に、「Valuation of Portfolio Company In-

vestments of Venture Capital and Private Equity Funds and Other Investment Companies」と題する最初のワーキングドラフトを公表した。BVSbはAICPAのタスクフォースとは情報交換を行っており、適切と認めた場合には、IVSとAICPAハンドブックとの整合性を確保することを検討する予定である。

(e) IVS410 開発資産

2018年7月公開草案では、「IVS2017 資産基準IVS410開発資産」に対する改訂を提案している。開発資産には未開発の土地などが含まれることがあるため、当該改訂案では、開発段階にある現状における価値と、開発が完了した提案上の価値を示す必要があることとしている。

当該技術的改訂がなされた最終基準は、2019年中ごろに発行され、2020年に発効されることを目標としている。

(2) 2019年3月公表「IVS2017 Additional Technical Revisions Exposure Draft (IVS2017の追加的な技術的改訂に係る公開草案:2019年3月公開草案)」について

Boardsは2019年3月に、コメント期日を2019年6月29日としたIVS2017の追加的な技術的改訂に係る公開草案を公表した。これは、IVSCと、米国の評価の権威であるThe Appraisal Foundation (TAF) が、「A Bridge from USPAP to IVSC」を共同で公表したことに続き、IVSCの代表者が2018年8月に、USPAP (Uniform Standards of Professional Appraisal Practice、TAFが発行する資産負債の評価基準) の代表、及びCUSPAP (Canadian Uniform Standards of Professional Appraisal Practice) の代表と会い、基準の調和と整合性について議論し

たことと、2018年7月公開草案に対する協議プロセスで利害関係者から提案されたことに基づく内容となっている。

(a) IVS2017用語集

業務 (Assignment)、クライアント (Client)、機密情報 (Confidential Information)、使用目的 (Intend Use)、利用者 (Intend User) 及び目的 (Purpose) の定義について提案された。

(b) IVSフレームワーク

評価者の専門能力に関するパラグラフについて、「しなければならない (must)」から、「すべきである (should)」への変更が提案された。これは、評価の専門家としての能力が開発途上にある市場において、IVSの適用が排除されることのないようにとの配慮によるものである。

(c) IVS102 調査と遵守

「重要なインプットは、検討、調査及び裏付けが必要となる場合がある」から「インプットは、検討、調査及び裏付けをすべきである」への修正が提案された。

(d) IVS103 報告

評価の使用目的について、明らかにすることが提案された。

(e) IVS104 価値の基礎

価値の配分についてのパラグラフが提案された。

(f) IVS105 評価アプローチ・手法

評価モデルについてのパラグラフが提案された。

3 IVS2017の新基準IVS220 非金融負債 (Non-Financial Liabilities)

Boardsは2019年1月に、「IVS220 Non-Financial Liabilities Exposure Draft」(IVS220非金融負債公開草案: 2019年1月公開草案)を公表した。このIVS220は、IVS2017を発行して以来、初めての新たな章となる基準であ

る。当該公開草案のコメント期日は2019年4月1日であり、日本公認会計士協会及びAICPAを含む団体や、大手会計事務所を含む評価機関などから20件弱のコメントが寄せられた。

IVS2017において、資産は、“資産、資産グループ、負債、負債グループ、又は、資産と負債のグループ”を意味し、本基準は、資産と負債の双方の評価に適用することができる。しかし、そこには、負債が何から構成されているのか、どのような性質を持つのかといった記載はない。また、BVSBは、市場調査の結果、非金融負債の評価に関する実務上の指針がほとんど存在しなかったことから、非金融負債に関する基準を優先順位の高い課題として取り組んできた。

当該非金融負債基準の2019年1月公開草案は、他の資産基準と同様に、概要、序論、価値の基礎、評価アプローチと手法、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチ、及び非金融負債に対する特別勘案事項から構成されている。

2019年1月公開草案では、まず、非金融負債の例として、前受収益、保証、資産除去債務、ロイヤリティプログラム、電力購入契約などが挙げられている。寄せられたコメントには、非金融負債の定義を規定すべきというものもあり、BVSBでは、IVS220の章の中での定義を検討している。

次に、評価アプローチと手法のうち、第一に、マーケットアプローチについては、トップダウン法として整理され、そのステップが説明されている。第二に、インカムアプローチはボトムアップ法として整理され、そのステップが説明されている。この手法では、非金融負債は、その履行義務を果たすために必要なコストに合理的なマークアップを加味し、現在価値に割引

くことによって評価されることになる。第三に、コストアプローチについては、その適用は限定的であるとされている。

そして特別勘案事項には、割引率、予測キャッシュ・フローとリスクマージン、譲渡制限、及び税金といった項目が取り上げられている。

BVSBは、2019年1月公開草案に寄せられたコメントやその他の情報を勘案の上、IVS220の2019年の発行、及び2020年発効を目標に、協議を重ねている。

4 棚卸資産 (Inventory)

BVSBはIVS500棚卸資産基準の公開草案をドラフトした。棚卸資産については、AICPAが2018年11月19日にWorking Draft of Inventory Valuation Guidance from Forthcoming AICPA Accounting and Valuation Guide Business Combinationsを公表したが、BVSBはそれに先立ち、2018年にバンクーバーで行われたBVSBの会議において、AICPAの当該タスクフォースメンバーと会い、IVSの棚卸資産に含める内容について議論した。

当該棚卸資産基準の公開草案は、他の資産基準と同様に、概要、序論、価値の基礎、評価アプローチと手法、マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチ、及び棚卸資産に対する特別勘案事項から構成される予定である。

当該公開草案は、RBによるレビューの後、2019年中に公表予定である。

5 おわりに

筆者が2017年春にBVSBメンバーに就任してから3回目の春を迎え、BVSBは3人の新たなメンバーが加わり9人体

制となった。BVSBでは、1つの公開草案をドラフトする前に、相当程度の時間をリサーチやディスカッションに費やしている。時にはAICPAや国際会計基準審議会(The International Accounting Standards Board:IASB)の関係者、その他外部の専門家と協議したり、彼らから情報を収集したりしている。特に、非金融負債や棚卸資産といった新たな章を創設する際には、それらの資産

負債の性質、取り巻く環境や動向、具体例、評価の目的などを議論し、定義付けていく。例えば、棚卸資産は、経済成長や技術革新にともない、その資産の性質も多様化しており、目に見える棚卸資産であったとしても、技術やブランドといった無形資産の価値が大半を占めるようなものも存在する。BVSBでは、ビジネスを取り巻く環境の変化とともに、基準を見直ししていく必要があるものと認識しつつも、そ

れぞれの資産負債の多様性に対応できる基準はどういったものであるかを議論している。IVSは原則主義であり、具体的なガイダンスは、各バリュエーションの専門家組織(Valuation Professional Organization:VPO)にその策定が期待されているが、Boardsは、公開草案や基準を公表する際に併せて公表する結論の根拠が、それらの理解に役立つことを期待している。